

## 糸魚川地域における二級河川流域治水協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由
<p>糸魚川地域における二級河川流域治水協議会規約</p> <p>(設置・名称) 第1条 本会は、糸魚川地域における二級河川の流域治水対策を推進するため「糸魚川地域における二級河川流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称し、これを設置する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、糸魚川地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、協議会に出席を求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成) 第4条 協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。 5 事務局は、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、幹事会に出席を求めることができる。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p>	<p>糸魚川地域における二級河川流域治水協議会規約</p> <p>(設置・名称) 第1条 本会は、糸魚川地域における二級河川の流域治水対策を推進するため「糸魚川地域における二級河川流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称し、これを設置する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、糸魚川地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、協議会に出席を求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成) 第4条 協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。 5 事務局は、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、幹事会に出席を求めることができる。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p>	

糸魚川地域における二級河川流域治水協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由
<p>(協議会の実施事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。          なお、実施に当たっては「糸魚川地域における二級河川減災対策協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする。</p> <p>一 糸魚川地域（糸魚川市内）の二級河川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。</p> <p>二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等のソフト対策における対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。</p> <p>三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。</p> <p>四 その他、流域治水に関して必要な事項。</p> <p>(協議会の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。          2 事務局は、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>1 施行期日          本規約は、令和3年6月10日から施行する。          本規約は、令和4年6月9日から施行する。(一部改正)          本規約は、令和7年6月3日から施行する。(一部改正)</p>	<p>(協議会の実施事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。          なお、実施に当たっては「糸魚川地域における二級河川減災対策協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする。</p> <p>一 糸魚川地域（糸魚川市内）の二級河川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。</p> <p>二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等のソフト対策における対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。</p> <p>三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。</p> <p>四 その他、流域治水に関して必要な事項。</p> <p>(協議会の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。          2 事務局は、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>1 施行期日          本規約は、令和3年6月10日から施行する。          本規約は、令和4年6月9日から施行する。(一部改正)          本規約は、令和7年6月3日から施行する。(一部改正)  <b>本規約は、令和8年 月 日から施行する。(一部改正)</b></p>	<p>改定日を追加</p>

糸魚川地域における二級河川流域治水協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由																																						
<p>【別表 1】</p> <table border="1" data-bbox="154 363 1059 1178"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸魚川市</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市消防本部</td> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市土地改良区</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>新潟地方気象台</td> <td>台長</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署</td> <td>署長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局農林振興部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局地域整備部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表 2】</p> <table border="1" data-bbox="154 1314 902 1514"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	構 成 員	糸魚川市	市長	糸魚川市消防本部	消防長	糸魚川市土地改良区	理事長	新潟地方気象台	台長	国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署長	新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部長	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部長	機 関 名	(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<p>【別表 1】</p> <table border="1" data-bbox="1258 363 2163 1102"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸魚川市</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市土地改良区</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>新潟地方気象台</td> <td>台長</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署</td> <td>署長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局農林振興部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局地域整備部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表 2】</p> <table border="1" data-bbox="1258 1285 2006 1484"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	構 成 員	糸魚川市	市長	糸魚川市土地改良区	理事長	新潟地方気象台	台長	国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署長	新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部長	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部長	機 関 名	(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<p>組織の改正 (糸魚川市 組織変更)</p>
機 関 名	構 成 員																																							
糸魚川市	市長																																							
糸魚川市消防本部	消防長																																							
糸魚川市土地改良区	理事長																																							
新潟地方気象台	台長																																							
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長																																							
農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署長																																							
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部長																																							
新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部長																																							
機 関 名																																								
(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所																																								
機 関 名	構 成 員																																							
糸魚川市	市長																																							
糸魚川市土地改良区	理事長																																							
新潟地方気象台	台長																																							
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長																																							
農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署長																																							
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部長																																							
新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部長																																							
機 関 名																																								
(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所																																								

糸魚川地域における二級河川流域治水協議会規約【対比表】

現 行		改 正 案		改正理由
【別表 3】		【別表 3】		組織の改正 (糸魚川市 組織変更)
機 関 名	構 成 員	機 関 名	構 成 員	
糸魚川市	市民部 福祉事務所長 産業部 農林水産課長 産業部 都市政策課長 産業部 建設課長 ガス水道局 局長	糸魚川市	危機管理課長 福祉事務所長 農林水産課長 都市建設課長 ガス水道局長	
糸魚川市消防本部	消防防災課長	糸魚川市土地改良区	事務長	
糸魚川市土地改良区	事務長	新潟地方気象台	防災管理官	
新潟地方気象台	防災管理官	国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	主幹	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	主幹	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	総括森林整備官 総括治山技術官	
農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	総括森林整備官 総括治山技術官	新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	副部長（農村振興担当） 副部長（林業振興課長） 森林施設課長	
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	副部長（農村振興担当） 副部長（林業振興課長） 森林施設課長	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	河川・砂防課長	
新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	河川・砂防課長			